

公益社団法人熊本県薬剤師会役員選挙規則

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）の役員選挙は、定款に定めるもののほか、本規則によって行う。

(選挙期日等の告示)

第 2 条 役員選挙は、総会において行う。

2 会長は、前条の選挙を行うときは、選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を熊本県薬剤師会館（以下「会館」という。）に掲示するとともに、会員に周知させるため、本会会報または本会のホームページに掲載しなければならない。

(被選挙資格)

第 3 条 役員被選挙資格は、選挙を行う日の60日前までに、本会への入会后継続して2年以上経過し、会費を完納している正会員とする。

2 代議員は、役員被選挙資格を有しない。

(理事選挙立候補の届出等)

第 4 条 理事になろうとする正会員は、第2条による公示の日から選挙を行う日の20日前までに、別に定める届出書及び代議員3名以上が連署した推薦書並びに所定の書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、同一代議員が推薦できる候補者数は、1名のみとする。

2 理事になろうとする正会員で、総会において決定した会長候補者及び会長候補者が推薦した者は、前項に定める推薦書及び所定の書類の提出は必要としない。

3 総会において決定した会長候補者の推薦する者の数は、理事定数内とする。

(監事選挙立候補の届出等)

第 5 条 監事になろうとする正会員は、第2条による告示の日から選挙を行う日の20日前までに、別に定める届出書及び代議員3名以上が連署した推薦書並びに所定の書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は、1名のみとする。

(役員立候補の届出の受付)

第 6 条 第4条及び第5条の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務局において行う。

2 郵送による届出は、書留に限り締切日時までに、本会の事務局に到着したものをもって有効とする。

(立候補の辞退)

第 7 条 立候補を届け出た正会員は、その選挙が行われる前までに、本人が署名した文書により、会長に届け出て立候補を辞退することができる。

(立候補者の氏名の一覧の作成と送付)

第 8 条 会長は、第 4 条及び第 5 条による届出を締め切ったときは、直ちに候補者の氏名の一覧を作成し本会の会館に掲示するとともに、速やかに代議員及び候補者に送付しなければならない。

2 前項の候補者氏名の一覧の記載順位は、届け出順とする。

(投票権者と投票の方法)

第 9 条 役員選挙の投票権者は、投票を行うため総会議長（以下「議長」という。）が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

2 投票は、別に定める投票用紙により、連記無記名投票によって行う。

(投票の効力)

第 10 条 疑義のある投票の効力は、投票及び開票に立会うため、議長が代議員のうちから指名した選挙立会人が、議長の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第 11 条 候補者が、理事及び監事の定数を超えないときは、総会の決議を経て投票を行わずに、当該候補者をもって当選者とすることができる。

(当選者の確定と宣告)

第 12 条 議長は、選挙立会人から投票結果の報告を受け、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告する。

(投票に関する書類の保存)

第 13 条 投票に関する書類は、当該選挙に係る任期間中、本会事務局において保存しなければならない。

(規定していない事項と疑義の処理)

第 14 条 本規則に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が総会に

諮って処理する。

(規則の改廃)

第15条 本規則は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

1 本規則は、制定の日（平成25年9月5日）から施行する。